

第8回 税に関する

だいぼしゅう
大募集!

絵はがきコンクール



税金は毎日の生活の中でどのように役立っているのかということを小学生のみなさんに知っていただき、理解と関心を深めていただくために実施いたします。

募集内容

1. テーマ 税に関する絵

(例えば、税金で造られている建物・施設、税金で購入される物品、税金で行われている仕事など)

2. 応募資格 小学生が対象です。

3. 応募点数 児童1人につき1点とします。

4. 応募方法及び応募先

付属の「専用はがき」または「官製はがき」に氏名等の必要事項および税に関する絵を描いてご応募下さい。官製はがきの場合、必要事項をはがき表面に記入して下さい。なお、描画素材は問いません。文字や標語などの描き入れも可とします。

〔応募先・お問い合わせ先〕

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3-17-15

さいたま商工会議所会館7階

公益社団法人 浦和法人会 ☎048-838-7755

ホームページ：<http://www.urawahojinkai.or.jp>

5. 応募締切 2022年1月21日(金)

6. 審査 全ての応募作品を複数の審査員により公正に審査を行い選定いたします。

7. 表彰・発表

審査結果(入選作品)は当会広報誌にて発表するとともに当会事務局を通じてご本人または学校に通知します。

なお、優秀作品につきましては公益財団法人 全国法人会総連合(女性部会)が実施するコンクールに出展します。

- ★浦和税務署長賞 ★さいたま市長賞 ★浦和法人会長賞
- ★さいたま市教育長賞 ★さいたま市租税教育推進協議会長賞
- ★関東信越税理士会浦和支部長賞
- ★浦和法人会 女性部会長賞 ★浦和法人会 青年部会長賞

8. 注意事項

- (1) 応募作品に関する権利は、ご応募と同時に主催者である法人会に帰属します。
- (2) 応募作品の返却はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- (3) 応募作品は法人会ホームページやパンフレット等への掲載、または法人会が行う事業において展示することがあります。
- (4) 応募者の個人情報は入選者等への連絡や表彰状の送付、展示など「税に関する絵はがきコンクール」事業の実施のためにのみ使用します。

〈主催〉 公益社団法人 浦和法人会 女性部会
公益財団法人 全国法人会総連合

〈後援〉 国税庁 さいたま市 さいたま市教育委員会
さいたま市租税教育推進協議会
関東信越税理士会浦和支部

法人会とは 法人会は税のオピニオンリーダーとして公平で健全な税制の実現や税の啓発・租税教育活動を積極的にすすめる約75万社の経営者の団体です。また、会員の皆さんを支援する各種の研修会やボランティアなど地域に密着した活動を展開しています。



Post card

料金受取人払郵便

さいたま
新都心局
承 認

7953

3 3 0 9 8 9 0

2 0 0

差出有効期間
2022年1月
31日まで

さいたま市 浦和区 高砂 3-17-15
さいたま商工会議所会館 7階
公益社団法人 浦和法人会

「税に関する 絵はがきコンクール」係

小学校名	町立
学年組	市立 小学校 年 組 私立
住所	〒□□□□□□
電話番号 (市外局番から)	— —
フリガナ	
氏名	

私たちは税金を通じて、お互いに支え合って暮らしています。
自分たちの未来のためにも、税金について調べ、考えてみましょう！



税金って何？

みなさんも自分の“おこづかい”
でお買い物をしたときに、商品代と
一緒に「消費税」を払っています。
税金は「みんなに役立つこと」や
「社会で助け合う活動」に使われて
います。

つまり、みんなで社会を支えるた
めに集められる「会費」と言えます。
その他に身近な暮らしの中にもいろ
いろな税金があります。



税金はどんなことに使われているの？

みなさんに一番身近な“学校”では、校舎を建て
たり改修するためや、毎日使っている教科書や
机・イス・体育用品・パソコン・実験器具の購入な
どに使われています。

これだけではなく、みなさんが安心して楽しく
遊べるように公園の整備、毎日安全に登下校がで
きるように道路の整備、安全な暮らしのために警
察や消防の活動など、税金は私たちが暮らしやす
い環境を作るために、様々なところで役立ってい
るのです。

